

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意！「陳述」欄の「☐ 自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など（なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。）にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 7月29日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月20日から 令和 7年 8月27日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 9月 3日 午前10時00分 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 9月17日 午前10時00分 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 7年 9月 8日 午前 9時10分から 令和 7年 9月12日 午後 5時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 7月29日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 朝霞市根岸台八丁目 |
| | 地 番 | 808番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 49.34平方メートル |
| 2 | 所 在 | 朝霞市根岸台八丁目 808番地3 |
| | 家屋 番号 | 808番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 24.23平方メートル
2階 30.38平方メートル
3階 18.54平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 6月13日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 朝霞市根岸台八丁目 |
| | 地 番 | 808番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 49.34平方メートル |
| 2 | 所 在 | 朝霞市根岸台八丁目 808番地3 |
| | 家屋 番号 | 808番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 24.23平方メートル
2階 30.38平方メートル
3階 18.54平方メートル |



令和 7年(ケ)第 17号
令和 7年 2月13日受理
令和 7年 3月31日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 笠 木 雅 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 朝霞市根岸台八丁目
 地 番 808 番 3
 地 目 宅地
 地 積 49.34 平方メートル

- 2 所 在 朝霞市根岸台八丁目 808 番地 3
 家屋 番号 808 番 3
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 3 階建
 床 面 積

1 階	24.23 平方メートル
2 階	30.38 平方メートル
3 階	18.54 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	埼玉県朝霞市根岸台八丁目4番10号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	別紙その他の事項記載のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	別紙その他の事項記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■次のとおり

- 1 本件土地に隣接する地番808番6, 同番7の各目的外土地は, いずれも朝霞市が所有する土地であり, 現況は公衆用道路である。
- 2 本件土地には建物図面に示したとおり隣地(地番808番8)と跨って電柱が存在する。
- 3 本件建物2階天井の一部には写真④のとおり亀裂が認められた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	本件建物は私が住居として使用しています。 同建物の2階天井の一部に亀裂（写真④）がありますが、それ以外に同建物に不具合はありません。 南側の本件土地にケース（写真①に写っている黄色いケース）が置かれていますが、その場所のごみ置場ではありません。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 本件建物内は関係人の陳述のとおりの使用が認められ、目的物件の占有関係については現況及び関係人の陳述から本報告書記載のとおり認めた。

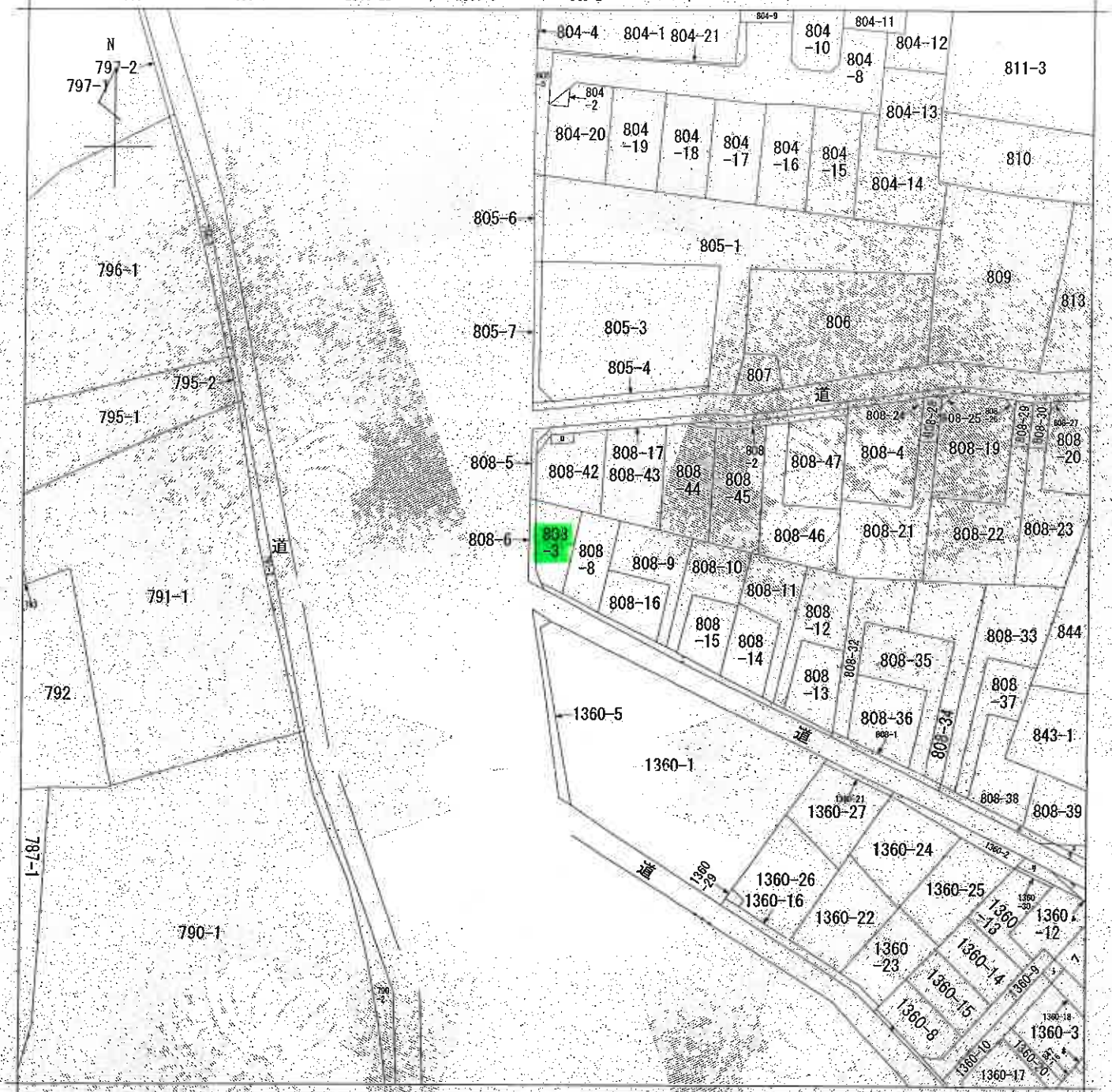
以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年2月17日(月) 16:20-16:30	目的物件所在地	目的物件特定, 不在のため現況調査協力依頼文書投函
7年2月18日(火) 15:06-15:09	電話	債務者兼所有者から聴取, 現況調査日時調整
7年2月19日(水) 14:29-14:39	法務局(志木出張所)	本件土地に隣接する目的外土地の登記事項要約書取得
7年3月1日(土) 9:40-10:35	目的物件所在地	債務者兼所有者立会いのもと立入調査, 写真撮影, 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間調査許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

イ 808-18 ハ 808-31 ホ 847-17 ト 1360-19 リ 1360-7 ル 845-3
ロ 808-41 ニ 808-7 ヘ 1360-11 チ 1360-6 ス 845-2 ヲ つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	朝霞市根岸台八丁目				地番	808番3			
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面			
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局志木出張所管轄)

令和6年12月20日

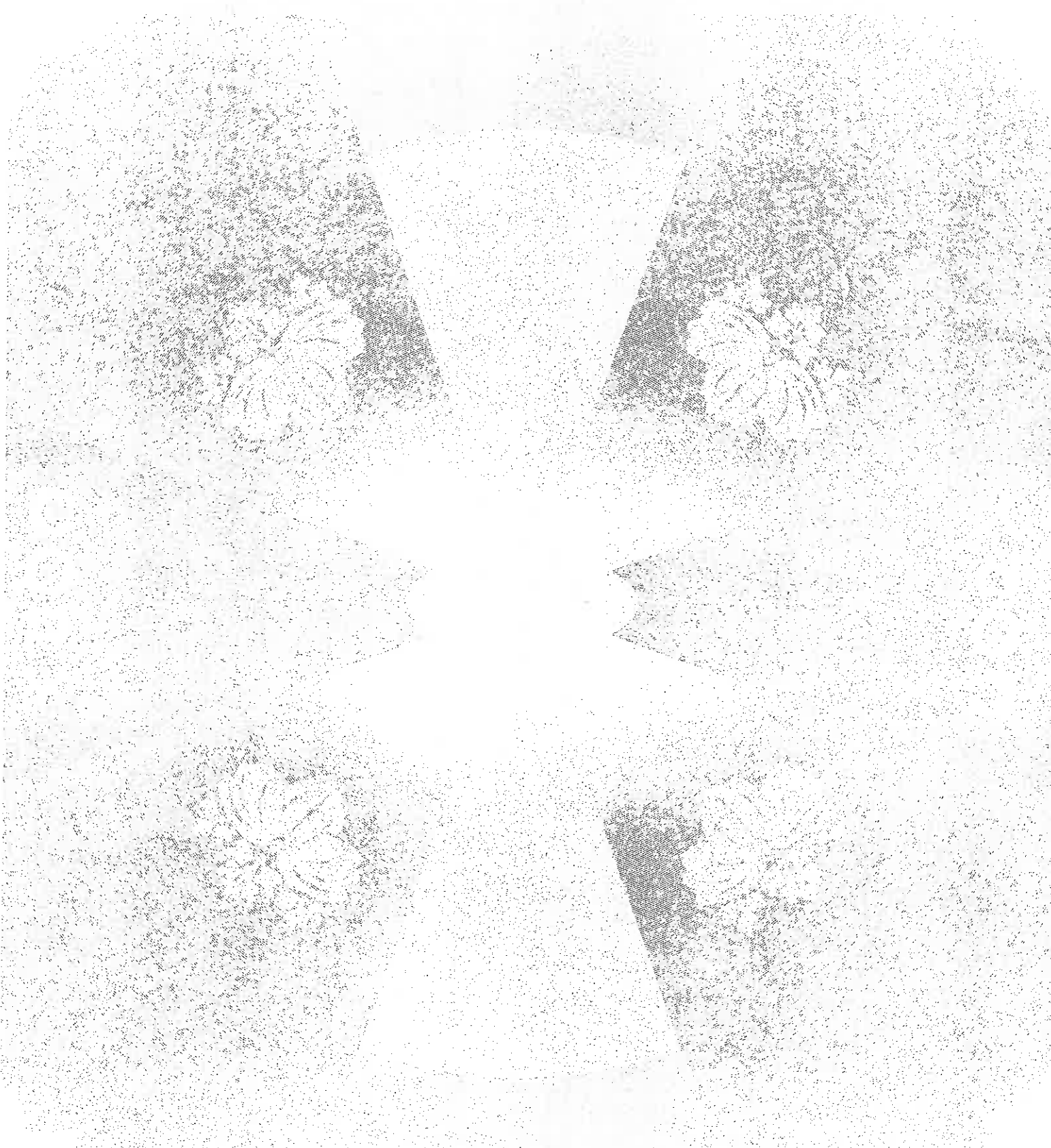
東京法務局

地図整理番号：M82387

登記官

(7 枚目)

A3判をA4判に縮小



A3判をA4判に縮小

(8 枚目)

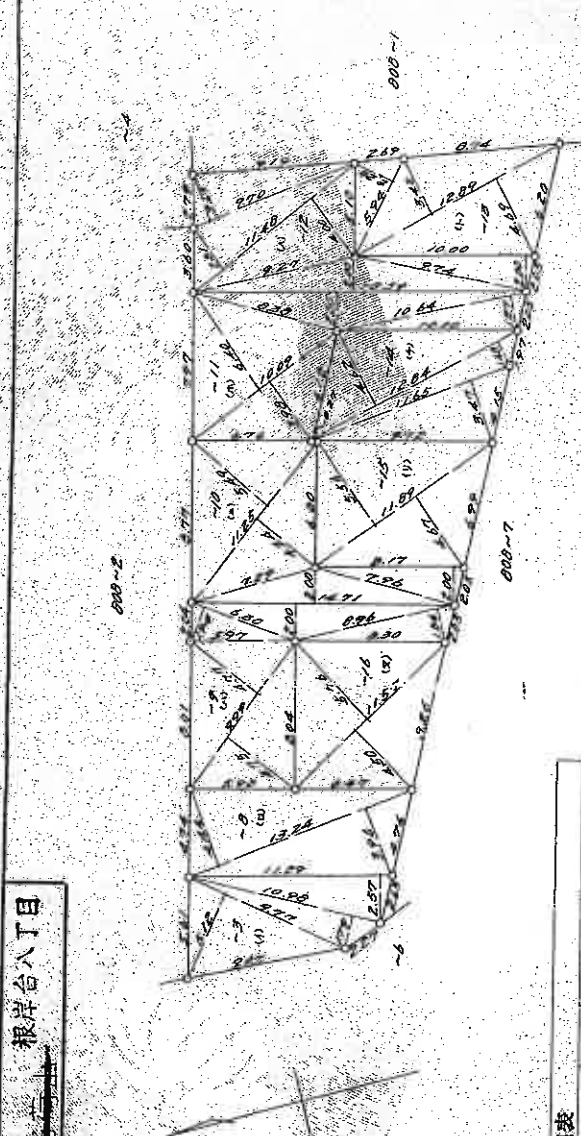
登記年月日：昭和49年3月29日

0388217

549.3.29

地番	000-3(4)000-8班(0008-16)
土地の所在	東京都大田区大森五丁目

測量図



地積算出表				
地番	符号	底辺	面積	地積
000-3	(1)	9.77	5.12	50.024
	(2)	10.98	1.79	19.6542
	計	11.19	2.57	29.0153
000-4	(1)	13.24	2.45	29.8818
	(2)	8.99	2.75	5.1028
	計	12.50	2.00	12.2230
000-10	(1)	12.57	2.00	29.4200
	(2)	1.25	2.20	13.2332
	計	14.01	2.10	10.9425
000-11	(1)	8.97	2.00	7.2400
	(2)	10.89	3.98	7.55225
	計	18.59	2.00	10.4722
000-16	(1)	10.84	1.87	19.9568
	(2)	1.61	8.10	16.1810
	計			80.9255

地積算出表				
地番	符号	底辺	面積	地積
000-12	(1)	11.40	2.81	25.5110
	(2)	10.59	2.00	37.1800
	計	10.100	2.00	20.000
000-13	(1)	12.00	2.69	32.2
	(2)	5.4	2.28	13.432
	計			17.8081
000-14	(1)	12.04	2.22	7.8240
	(2)	1.65	3.27	0.1250
	計			17.8745
000-15	(1)	11.89	2.67	5.58
	(2)	1.17	4.0	1.187002
	計			5.38

(東京土地家屋調査士会印)

縮尺 1/300

A3判をA4判に縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方事務所志木出張所管轄)
令和6年12月20日 東京法務局

(9 枚目)

登記官

地図整理番号：M82368

登記年月日：平成10年7月30日

1023136

各階平面図

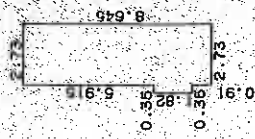
H10730

建物図面図

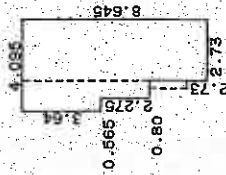
家屋番号 808-3

建物の所在 朝霞市根岸台八丁目808番地3

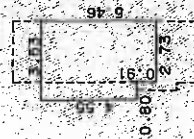
1 階



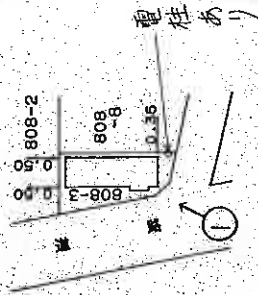
2 階



3 階



(写真位置○)



A3判をA4判に縮小

作製者

10年7月29日作製

縮尺 1/250

申請人

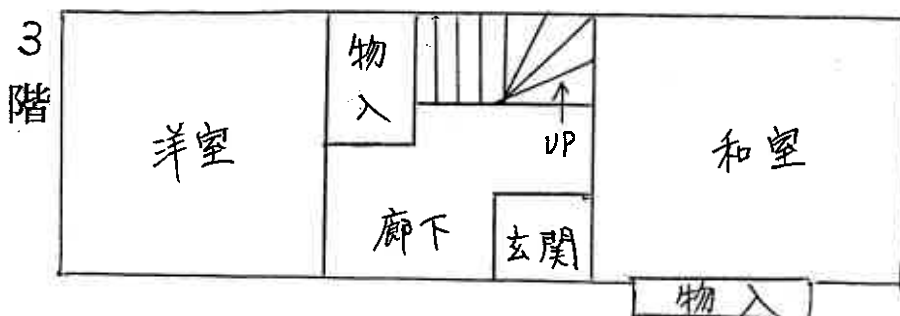
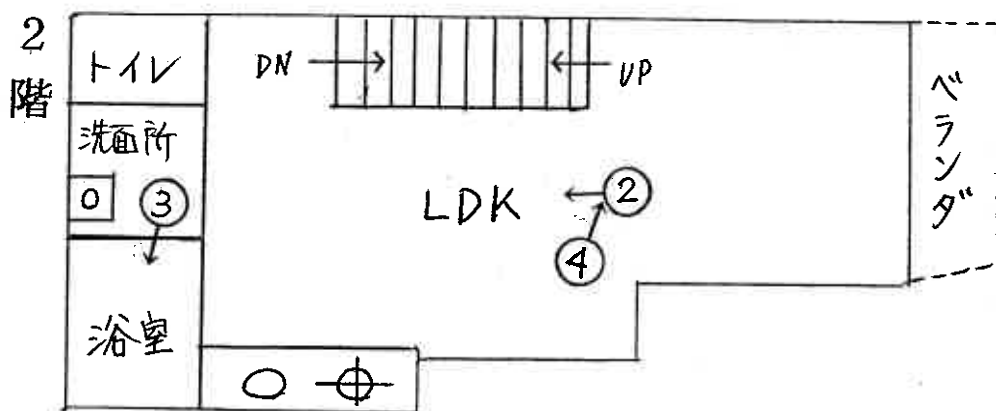
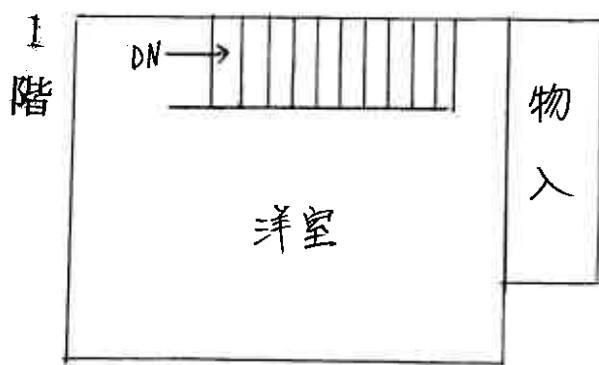
縮尺 1/500

(埼玉県建築審査士会印)

建物見取図



(写真位置♂)





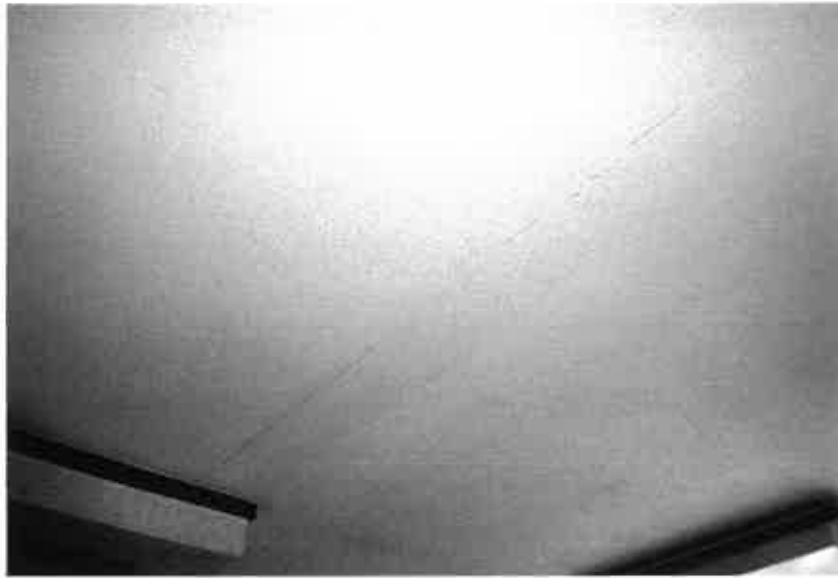
①



②



③



4

令和 7 年（ケ）第 17 号

令和 7 年 3 月 1 日 現地調査

令和 7 年 4 月 15 日 評価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

伊 勢 秀

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 朝霞市根岸台八丁目 |
| | 地 番 | 808番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 49.34平方メートル |
| 2 | 所 在 | 朝霞市根岸台八丁目 808番地3 |
| | 家屋 番号 | 808番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 24.23平方メートル
2階 30.38平方メートル
3階 18.54平方メートル |

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 6,9 1 0,0 0 0円	
内 訳 価 格	
物 件 1 （ 土 地 ）	金 2,6 0 0,0 0 0円
物 件 2 （ 建 物 ）	金 4,3 1 0,0 0 0円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	別紙物件目録記載の通り	
2	所 家 種 構 床 面 在 号 類 造 積	別紙物件目録記載の通り	
物件 番号	特 記 事 項		
1	○底地（法定地上権価格控除後） ※物件 2 建物の敷地として利用されている。		
2	○法定地上権付建物 ※物件 1 に係る法定地上権付建物		

※現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等〔物件1〕

位 置 ・ 交 通	目的物件は、朝霞市のほぼ東部にある根岸台8丁目地内に存し最寄りの東武東上線「朝霞」駅から東方へ約1.1km（直線距離）付近に位置する。《別添位置図参照》	
付 近 の 状 況	目的物件を含む近隣地域は、畑等の空地が多く残る中に戸建住宅やアパート等が建ち並ぶ住宅地域である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域
	建 蔽 率	60%
	容 積 率	100%
	防 火 規 制	防火なし
	その他の規制	・ 建物の高さの最高限度は10mとされる。 ・ 朝霞市景観計画・景観条例
画 地 条 件	地 積	49.34㎡
	形 状	ほぼ台形
	地 勢	概ね平坦
	そ の 他	特になし
接面道路の状況	西側：幅員約6m舗装市道とほぼ等高に接面する。 南側：幅員約3.4m舗装市道とほぼ等高に接面する。 ※上記西側市道は、建築基準法第42条第1項第1号該当。 南側市道は同法第42条第2項該当（原道幅員は約2.7～2.73mと見られる）であるが、物件1についてはセットバック済みと認められる。	
土地の利用状況	（物件2）建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：あり ※敷地内までの引込みがある場合を ガス配管：あり 「あり」、そうでない場合を 下水道：あり 「なし」としている。	
特 記 事 項	(a)物件1の南側市道沿いに設けられているブロック塀と、南側市道（U字溝の北端）との間には、地面が露出した若干のスペースが存在するが、当該箇所は物件1の一部であり、道路後退を要する部分にも該当しないものと認められる。なお朝霞市開発建築課において、当該事項に係る相談履歴が残されている。 (b)物件1の南東端部と東側隣接の目的外土地808番8の南西端部とに跨がって、コンクリート製の電柱が設置されている。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分		主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用年数		建築年月日（登記記載）： 平成10年7月28日新築
		経 過 年 数 ： 約27年
		経済的残存耐用年数 ： ——
仕 様	構 造	木造・3階建
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディング、その他
	内 壁	クロス貼り、その他
	天 井	クロス貼り、その他
	床	フローリング、畳敷、その他
	設 備	電気、給排水等
	その他	アスベストの存否については不明
現 況 床 面 積		1階 24.23㎡（公簿数量とほぼ同じ） 2階 30.38㎡（ " ） 3階 18.54㎡（ " ） 延べ 73.15㎡（公簿数量とほぼ同じ）
現 況 用 途 等		居宅
品 等		使用資材：普通 施 工：普通
保守管理の状況		普通
建 物 の 利 用 状 況		◇建物所有者が、住居として使用している。
特 記 事 項		(a)物件2建物は、平成10年4月7日付け第5号にて建築確認がなされているが、当該建築計画概要書によれば、その内容は高さ7.754m、階数は2階、建築面積30.63㎡、延べ床面積59.80㎡（住宅の部分は48.62㎡）とされていることから、物件2建物は階数・容積率等において明らかに違法状態にある。 (b)物件2建物の2階天井にはクラックが見られるが、原因については判然としない。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地～宅地）

目的土地の建付地価格を、次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	201,000	1.04	49.34	0.90	9,280,000

※試算表における試算結果である総額（円）については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする。
(以下同じ)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示地：朝霞－15

$$\begin{array}{cccccc} \text{(公示価格等)} & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & \text{(標準画地価格)} & \\ 207,000\text{円/㎡} & \times 100/100 & \times 100/103 & \times 100/100 & = & 201,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正 ： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 ： 画地条件（道路接面方位）等を考慮した。

◇地 域 格 差 ： 公示地の所在する地域は、対象地域とほぼ同等である。

イ 個 別 格 差 ： 増価要因～道路接面方位、角地である点
減価要因～形状やや不整

エ 建 付 減 価 ： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	160,000	73.15	0.05	590,000

ウ 物件2 現価率：建物の現況及び市場性等を考量のうえ 5%と査定した。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	9,280,000	0.6	法 定 地 上 権	5,570,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 イ (円)	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	(9,280,000－	5,570,000)		1.0	0.7	2,600,000
2	(590,000＋	5,570,000)	1.0	1.0	0.7	4,310,000
一 括 価 格 (合 計)						6,910,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：物件2建物は建築基準法に違反して建てられているものと見られるが、建築後の経過年数や現況より判断すると、同建物は短期的将来において建て替え時期が到来するものと思われるので、違法状態にあることに起因する市場性修正は不要と判断した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 参考価格資料

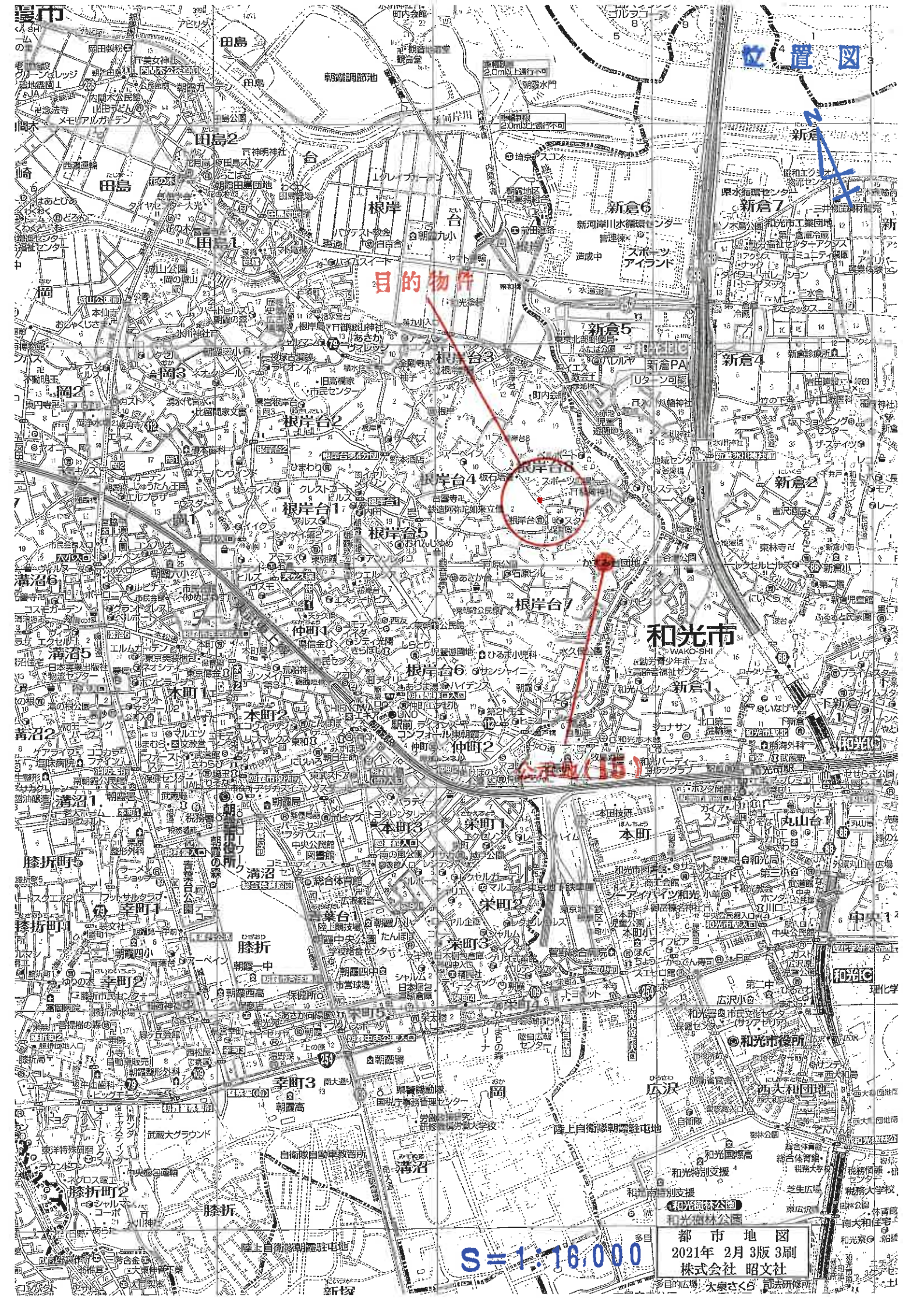
地価公示価格（朝霞－15）

所	在	朝霞市根岸台 7 丁目 886 番 30 「根岸台 7－43－29」
価 位	格 置	207,000 円／㎡ 東武東上線「和光市」駅約 1.3km（道路距離）
価 地 格 時 点	積 積	令和 7 年 1 月 1 日 148㎡
地 積 積	積 積	水道、ガス、下水
供 給 処 理 施 設	施 設	東 6m 市道
接 面 街 路	街 路	第 1 種低層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 100%）
用 途 指 定 等	指 定 等	
地 域 の 概 要	概 要	一般住宅のほかにアパート等が見られる住宅地域

第 7 附属資料

1. 位 置 図
2. 公 図 写
3. 地 積 測 量 図 写
4. 建物図面・各階平面図写

以 上



目的物件

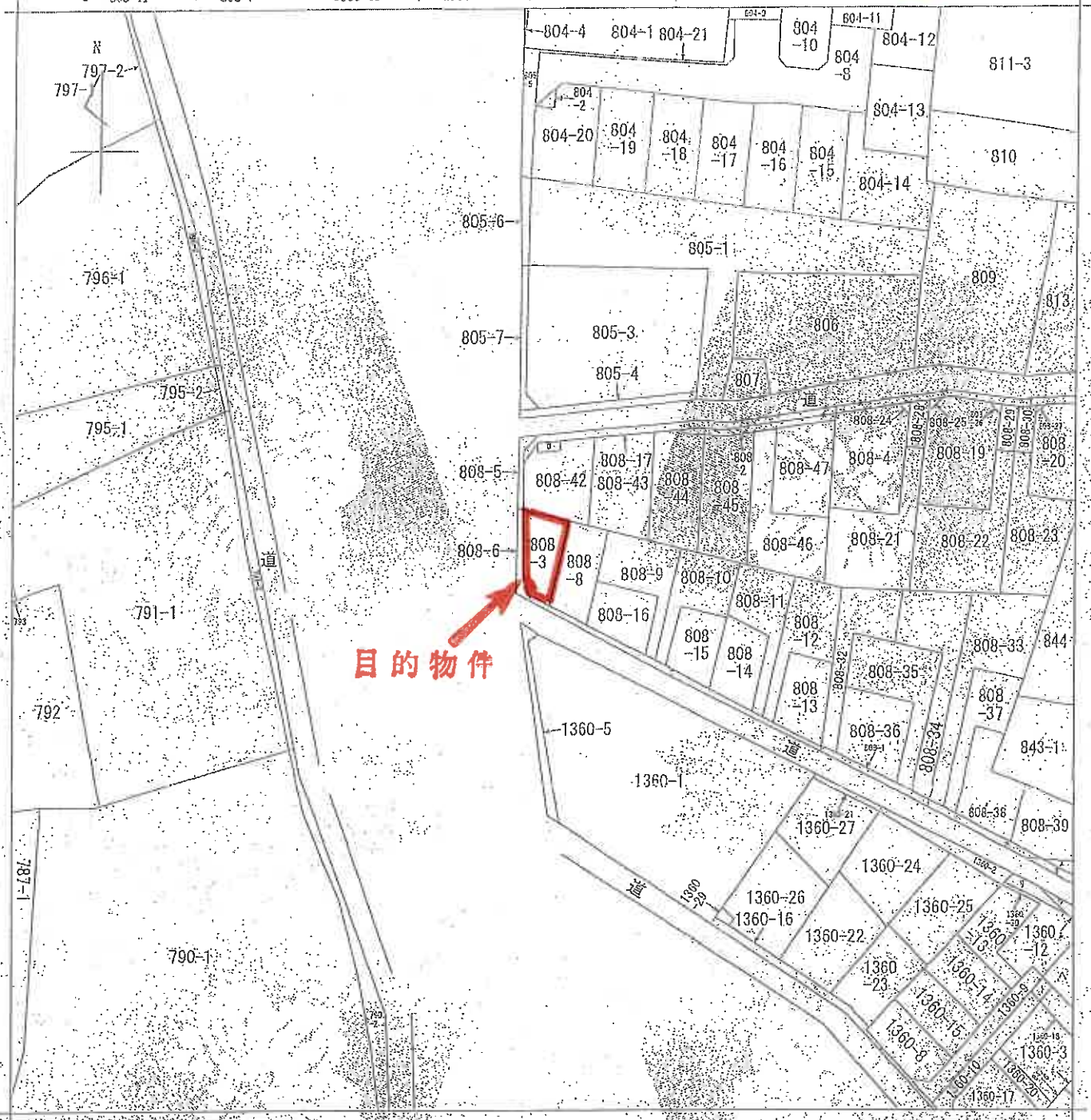
公庫地(15)

位置図

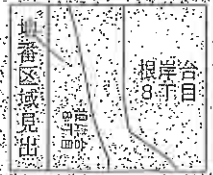
和光市

S=1:16,000

都市地図
2021年 2月 3版3刷
株式会社 昭文社
多目的広場・太皇さく5 司法研修所



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 朝霞市根岸台八丁目					地 番 808番3		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分	座 標 系 番 号 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方裁判所志木出張所管轄)

令和6年12月20日

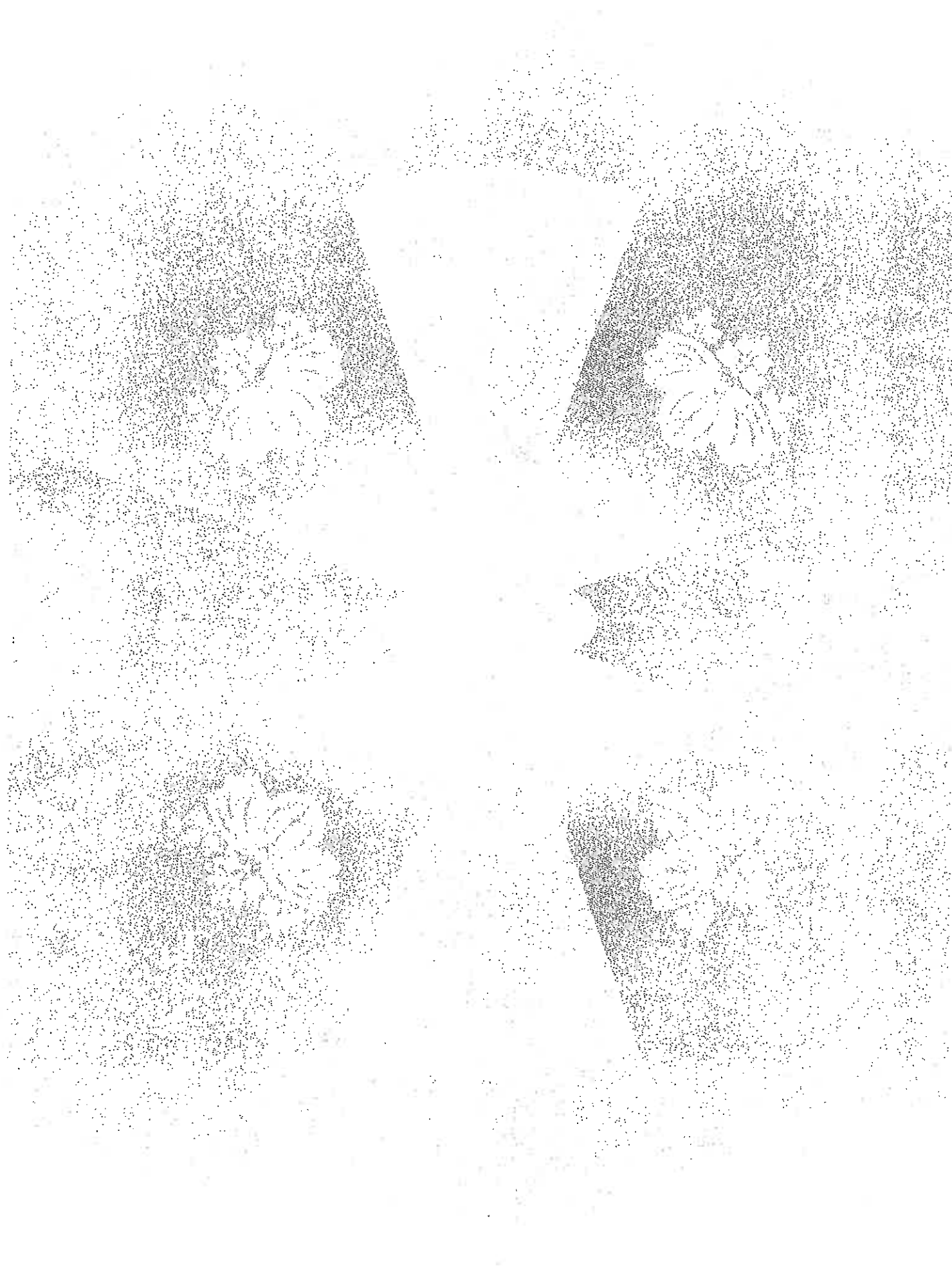
東京法務局

地図整理番号：M82387

登記官

(1/2)

A3をA4に縮小コピー



登記年月日：昭和49年3月29日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
(さいたま地方事務所発出証明所管)

令和6年12月20日

東京事務所

登記官

0088217

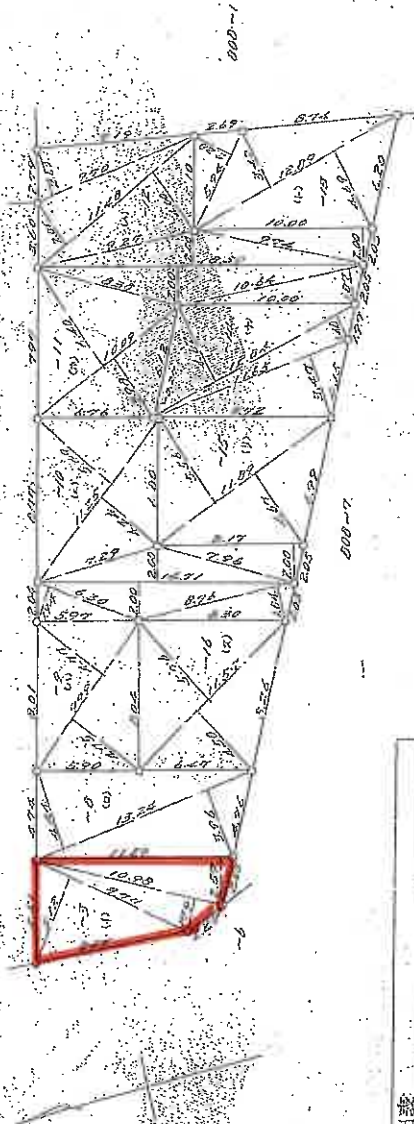
349.5.29

地積測量図

地番 808-3-4 808-3班 808-16
土地の所在 さいたま市大宮区大宮 根岸八丁目

昭和四九年三月貳貳日
作製者 〇〇〇-1
作製年 月 日

申請人 〇〇〇-2



地積算出表			
地番	符号	底辺	面積
808-3	ウ	9.77	5.12
	ウ	10.98	1.92
	計	11.29	2.57
808-4	ウ	15.24	4.24
	ウ	15.75	2.75
	計	16.30	1.92
808-10	ウ	11.25	2.25
	ウ	12.71	2.00
	計	13.97	2.00
808-11	ウ	10.00	3.00
	ウ	15.50	2.00
	計	15.24	1.07

地積算出表			
地番	符号	底辺	面積
808-12	ウ	9.77	2.25
	ウ	11.40	2.01
	計	10.59	2.00
808-13	ウ	12.00	2.00
	ウ	12.00	2.00
	計	12.00	2.00
808-14	ウ	12.00	2.00
	ウ	12.00	2.00
	計	12.00	2.00
808-15	ウ	12.00	2.00
	ウ	12.00	2.00
	計	12.00	2.00
808-16	ウ	12.00	2.00
	ウ	12.00	2.00
	計	12.00	2.00

縮尺 1/500

(東京土地家屋調査士会印)

登記年月日：平成10年7月30日

1023186

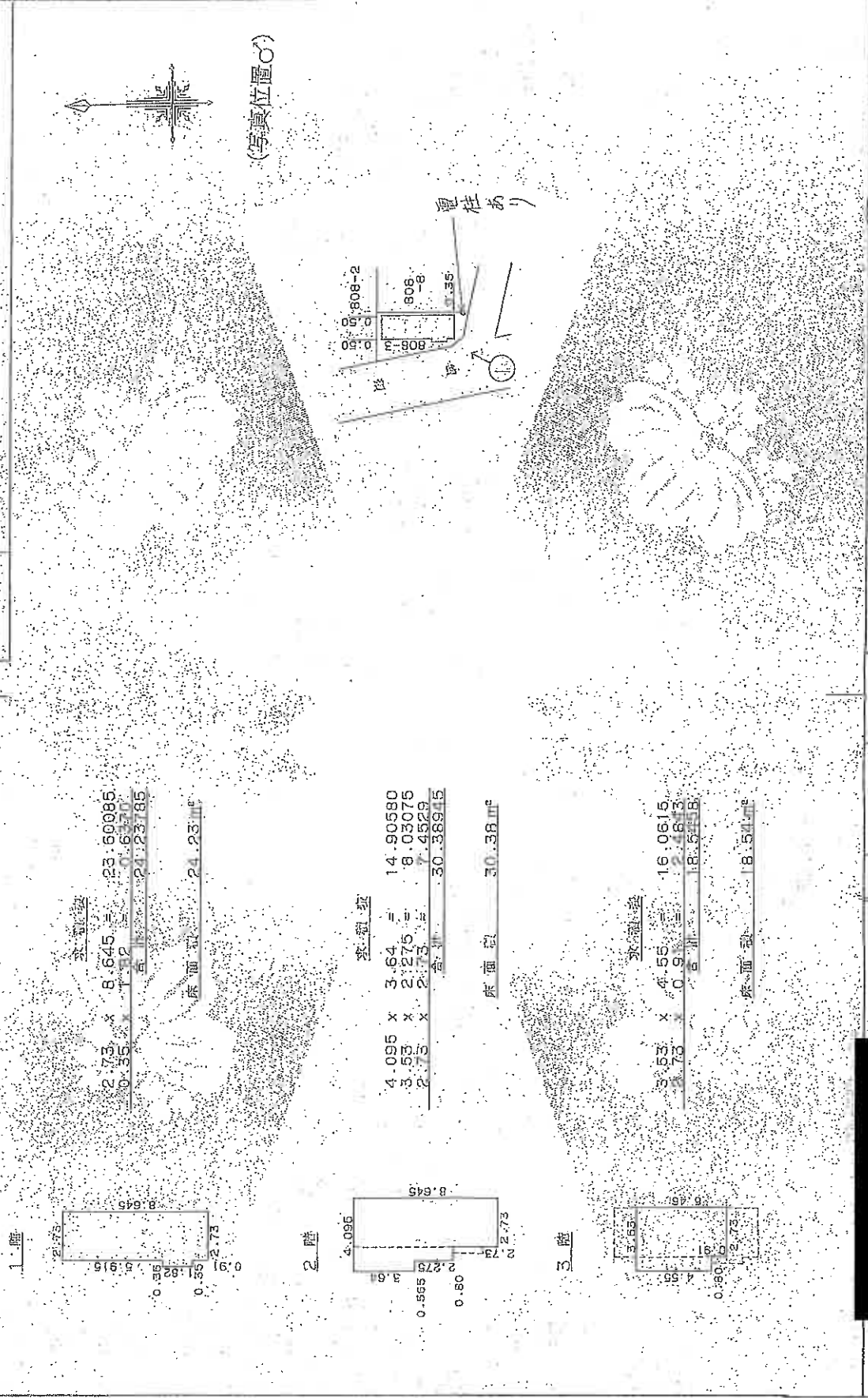
各階平面図

家屋番号 808-3

建物図面図

H10-73

建物の所在 朝霞市旗本台八丁目8-0-8番地3



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した空白である。
(さいたま市地方建設局土木出張所管理)

令和6年12月20日

東京建設局

登記書